

日本弁護士連合会第66回定期総会報告

2015年5月29日（金）於・パレスホテル東京

日本弁護士連合会第66回定期総会は、2015年5月29日（金）午後1時から、東京都千代田区のパレスホテル東京において開催された。

出席者は、午後1時30分の時点で、本人出席が459名、代理出席が8,209名、弁護士会出席51名の合計8,719名であり、外国特別会員の出席は、本人出席0名、代理出席0名の合計0名であった。

総会は、春名一典事務総長の司会で午後1時から始められた。

村越進会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

議事に先立ち、一言挨拶申し上げる。去る5月21日、内閣官房法曹養成制度改革推進室が法曹人口の在り方について、案を取りまとめ、同日開催された法曹養成制度改革顧問会議に提出し、同会議の了承を得た。この案は、当面の司法試験合格者数について1,500人程度とし、必要な取組を進めるとしている。

かつて、宇都宮執行部は、法曹人口、司法試験合格者数について、法曹人口政策会議を設置して会内における議論及び検討を行った。そして、同執行部最後の2012年3月の理事会において、反対10、棄権2という圧倒的多数の賛成をもって、法曹人口政策に関する提言が採択された。この提言は、司法試験合格者数をまず1,500人まで減員し、更なる減員については、法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処していくべきであるとするものであった。この提言の採択により、ようやく日弁連は一つの方針を掲げ、法曹人口問題に取り組むことができるようになった。

山岸執行部は、この提言に示された方針を実現すべく、総力を挙げて取り組んだ。その大きな成果の一つが、2013年7月の司法試験合格者3,000人を目標とする閣議決定の事実上の撤回であった。

もう一つの大きな成果が、2016年までに1,500人程度とする自民党の緊急提言と、当面1,800人程度、1,500人程度も想定とする公明党の緊急提案の取りまとめであった。

私ども執行部は就任以来、2012年3月の提言で示された方針の実現を課題とし、宇都宮、山岸両執行部の取組を引き継ぎ、発展させることを基本に据え、今日まで全力で取り組んできた。

結果として、昨年の司法試験合格者は8年ぶりに2,000人を割り、前年比239

人減の1,810人となった。昨年の秋からは、法曹養成制度改革推進会議の設置期限である本年7月15日まで、残り1年を切った状況の中で、日弁連執行部、総次長、法曹養成制度改革実現本部、司法修習費用給費制存続緊急対策本部、事務総長付特別嘱託が総力を挙げて推進会議、顧問会議と各顧問及びその選出母体、推進室、法務省、文部科学省、法科大学院協会、首相官邸、議員、政党、マスコミ等との意見交換、協議要請を繰り返し、日弁連の考えに対する幅広い理解を求める活動に毎日のように取り組んだ。

殊に本年5月の顧問会議までの1か月間は、日弁連執行部として、いわば臨戦態勢を敷いて取り組んだ。法曹養成制度改革実現本部の担当副会長は、13名の副会長中7名に上るが、この担当副会長との会議を毎朝9時から開催し、私も総次長も同本部の中心的メンバーも嘱託弁護士も参加した。そこで日々情報を収集共有し、情勢を分析検討し、具体的な取組方針を定め、分担して実践し、また、必要な文書、資料を作成し、各方面に持参して協議説得する活動を、30人ほどの弁護士が、連日、早朝から深夜まで行った。

そうした取組の中で、日弁連の見解も一部反映して取りまとめられたものが、前述の5月21日の推進室の取りまとめ案である。この案に対しては、即日、日弁連として会長声明を発出した。

この会長声明では、当面の司法試験合格者数を1,500人程度とし、必要な取組を進めるとしたことは、この間の各方面の真摯な議論と検討を踏まえたものとして理解されるべきである、当面の司法試験合格者数について、1,500人を上回る規模とすることは、現実的な基盤を欠き、現状に対する危機感を欠いたものと言わざるを得ない、関係各所に対し、司法試験合格者数について、速やかに1,500人とするよう改めて強く要請する等、日弁連の見解を示している。また、今後の検証と見直しを含む検討の必要性を指摘し、日弁連としての決意も表明している。

今後、この取りまとめ案を政府決定とすること、そして速やかに司法試験合格者数1,500人を実現することが、日弁連の次なる課題である。課題は、法曹人口だけではない。現在、ほとんど議論されていない司法修習生に対する給費の実現、修習手当の創設を実現するため、日弁連は総力を挙げて取り組まなければならない。

日弁連執行部は、引き続き全国の弁護士会、全国の会員と力を合わせ全力で取り組む決意である。理解と支援をお願い申し上げる。

続いて正副議長の選任手続がなされ、村越会長は、議長として若旅一夫会員（東京）、副議長として千代田有子会員（第一東京）及び池田めぐみ会員（旭川）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議長は、議事録署名者として、中嶋公雄会員（東京）、卷淵眞理子会員（第一東京）及び池田綾子会員（第二東京）の3名を指名した。

〔報告事項〕平成26年度会務報告の件

議長は、報告事項「平成26年度会務報告の件」を議題に供し、伊藤茂昭副会長から、「平成26年度会務報告書」に基づき、次のとおり報告がなされた。

平成26年度の会務を報告する。詳細は、平成26年度会務報告書を御覧いただきたい。なお、法曹養成制度改革及び男女共同参画の推進については、特別報告に譲る。また、憲法問題については、宣言案のテーマとなっているので、そちらに譲る。

ここでは、刑事司法改革、東日本大震災の被災者支援、総合法律支援法の改正、民事司法改革及び国際関係の5点の取組について報告する。

まず、刑事司法改革については、昨年7月に法制審議会の新時代の刑事司法制度特別部会が全会一致で取りまとめを行い、9月に法制審議会から法務大臣に答申された。これは、一定事件の全過程の取調べの録音・録画の義務付け、国選弁護制度の対象拡大、証拠開示の拡大等を内容とするが、通信傍受の対象犯罪の拡大と捜査手法の拡充をも含むものであった。そのため、特別部会での議論の最終段階に当たる昨年4月、6月の理事会で集中して討議を重ね、日弁連としての基本方針を決定した上で、日弁連推薦委員は、最終的な取りまとめ案に賛成した。法制審議会の答申に基づき、刑事訴訟法等の改正案が今国会に上程され、現在衆議院で審議されているが、日弁連は刑事司法改革が一步前進したことを評価し、同法案の速やかな成立を求める会長声明を、本年3月18日付け及び5月22日付けでそれぞれ公表した。

東日本大震災の被災者支援については、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律が本年3月をもって効力を失うことになっていたが、日弁連はその延長を求める取組を行い、3年間延長する法案が本年3月31日に成立した。その他、原発事故による損害の完全賠償に向けた取組等も引き続き行っている。

総合法律支援法の改正については、法務省の充実した総合法律支援を実現するための方策についての有識者検討会が昨年6月に報告書を取りまとめ、高齢者・障がい者、大規模災害の被災者、DV・ストーカー等の被害者に対する援助の拡充等を内容とする提言を行った。この提言に基づき、法務省で改正法案の立案作業が進められたが、本年3月に閣議決定に至った法案は、有識者検討会報告書の内容から後退し、援助の拡充の範囲は、極めて限定的なものになった。また、高齢者・障がい者及びDV・ストーカー等の被害者に対する法律相談では、負担金制度が導入されようとしている。日弁連としては、これからの国会審議の中で、その問題点を指摘し、今後の改善・改革につなげていく取組を行っていく。

民事司法改革については、昨年3月の理事会において、民事司法改革問題に取り組む

基本方針を採択し、その方針に基づき、9月から最高裁判所との協議を開始した。日弁連副会長と最高裁局長等で構成する親会の下に、基盤整備部会、証拠収集手段の拡充部会、判決・執行制度の拡充部会及び子どもの手続代理人制度の充実部会が設置され、協議を進めている。このうち、基盤整備部会では労働審判実施支部の拡大が焦点となり、支部ごとの実情を踏まえた具体的な協議を行っている。今後は、この協議を中心に、運用の改善で対応できる課題は速やかな実現を図り、法改正が必要な課題は法務省とも調整協議をした上で、その実現を図っていく所存である。

最後に、国際関係については、昨年10月にIBA（国際法曹協会）の年次大会が東京で開催され、130か国から約6,300名が参加し、約200のセッションが行われた。日本からも約650名が参加し、多くの会員、特に若手の会員が事前の準備やセッションに積極的に関与し、日本の弁護士のプレゼンスを示した。日弁連は、若手会員の大会登録費の一部補助や、IBAとの共催で若手弁護士向けの国際ビジネス法務に関するトレーニングセッションの開催等の取組を行った。また、日弁連主催のレセプションも開催し、多くの海外からのゲストの参加を得た。この大会の成功を今後の日弁連の活動にいかし、国際活動を強化していく所存である。

議長は、平成26年度会務報告に関する質疑については、議案の審議の最後に一括して行う旨を宣した。

【第1号議案】平成26年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件

議長は、第1号議案「平成26年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件」を議題に供し、神洋明平成26年度経理委員長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

一般会計の決算から説明する。前期繰越金27億2,098万円を除く平成26年度の収入は56億9,331万円、支出は50億4,182万円であった。その結果、平成26年度の当期収支は6億5,149万円の黒字となり、次期繰越金は33億7,247万円となった。

収入の部について説明する。会費収入は、予算を5,536万円上回り、54億0,636万円となった。登録料収入は、予算を1,204万円上回った。事業収入は、予算を191万円上回った。諸受入金収入は、予算を423万円上回った。預金利息収入は、129万円であった。雑収入は、予算に対して733万円の増収となった。

支出の部について説明する。会議費は、2億7,518万円の予算に対し、2億1,631万円の支出で、全科目について予算内に収まり、5,886万円の予算残となった。委員会費は、10億2,180万円の予算に対し、9億3,602万円の支出で8,

577万円の予算残となった。

事業費は、10億2,694万円の予算に対し、支出は8億3,263万円で、1億9,430万円の予算残となった。

事務費は、23億3,005万円の予算に対し、行事関係費及び訴訟費が支出超過となったものの、全体では1億4,465万円の予算残となった。

一般会計から特別会計への繰入れについては、退職手当積立金特別会計、法律援助基金会計には予算どおりの額を繰り入れ、会館特別会計には一般会費から毎月会員1人当たり1,500円を繰り入れている。

次に、特別会計のうち、退職手当積立金特別会計は、一般会計から1億5,000万円の繰入れを行った。退職金の支払は、1億2,051万円であった。

会館特別会計の収入は、会員1人当たり月額1,500円の一般会計からの繰入金で6億2,047万円となった。支出は5億6,716万円となったが、このうち2億円は会館の20年目の大規模改修に向けた積立てである。

災害復興支援基金特別会計の収入は利息のみで、支出は主に東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部の費用として2,627万円であった。

法律援助基金会計の収入は、特別会費収入が4億5,650万円、贖罪寄付金等の寄付金収入が1億0,201万円であった。また、他会計からの繰入収入は一般会計からの繰入金1億1,000万円と犯罪被害者法律援助基金からの繰入金2,121万円で、収入の合計は6億8,980万円であった。これに対し、委託事業費の支出合計額は、5億7,619万円であった。

少年・刑事財政基金会計は、収入が13億8,933万円であったのに対し、初回接見費、刑事被疑者弁護援助事業費等の支出が14億5,095万円であった。

日弁連ひまわり基金会計は、収入が2億4,177万円、支出が2億7,029万円であった。

一般会計及び特別会計の決算は、平成26年度の経理委員会の承認、平成26年度の監事による監査を経ていることを併せて報告する。

続いて、議長は、監査報告を求め、平成26年度監事から、帳簿書類及び証票書類を検査し、その他必要と認めた事項について説明を求めて監査した結果、平成26年度に属する一般会計及び特別会計の収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、いずれも収支状況と財政状況を適正に表示しているものと認めた旨の監査報告がなされた。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

武内更一会員（東京）「私は、昨年度の日弁連の会務執行について、問題が多々あると思っている。ここではその中の最悪の会務執行について意見を述べ、この決算承認案件については、反対したい。

最悪というのは、取調べの可視化実現本部の活動、それに基づく日弁連執行部の新時代の刑事司法制度特別部会、法制審に対する対応である。新時代の刑事司法制度特別部会では警察、検察、それらの捜査手法を強化するという議論に終始し、盗聴の拡大、警察の施設でも盗聴できるシステム、情報をまとめて警察の施設に送って、そこでゆっくり時間をかけて分析ができるという仕組みを承認しろということである。そして、他人の犯罪事実を密告すれば、自分の罪を軽くしてもらえるという司法取引制度。いずれも刑事司法の被告人、被疑者の基本的な権利、人権を著しく侵害するものである。証人の匿名を許すというシステム。さらには、裁判所の外で尋問している様子をビデオで伝達することで尋問に代えるという仕組み。どれ一つとっても、弁護士、弁護士会が承認してよいものではない。事は被告人、被疑者の基本的な人権に関するものであり、さらには一般の市民のプライバシー、通信の秘密を侵害する。憲法には通信の秘密を侵してはならないと留保なしに書いてあり、完全に憲法違反だと考える。

そういうものを法制審と特別部会で、全会一致で承認したということが自慢できることなのか。その中には当然日弁連派遣の委員も入っており、その委員は、自分の判断で行動したわけではなく、日弁連執行部の方針に基づいて行動している。取調べの録音・録画が一部導入されたことが一歩前進だと評価し、それと一体となっているこの最悪な刑事司法制度改悪が全体として評価できるとして、日弁連会長は、その早期の立法を求めるなどという、全く人権無視の声明を2度、3度出している。

多くの市民は、日弁連がそのような治安強化立法を認めたのかと、耳を疑っている。昨年11月の日弁連のシンポでも、えん罪活動に取り組んでいる人が、日弁連はなぜそのようなものを認めたのかという質問をしたが、執行部側は誰も答えなかった。

これは、基本的人権の擁護を使命とする日弁連が行ってよいことでは絶対ない。取調べの録音・録画の一部導入とセットであっても、こんな最悪な基本的人権を侵害する立法を認めてよいはずがない。全部まとめて反対すべきである。

そして、この制度は、自白調書を公判廷に出して、任意性を弁護人が争ったときに、その裏付け証拠としてその調書の最初から最後まで録音・録画を出すように設計されている。正に検察の任意性の立証のための材料にしかすぎない。内容の信憑性も信用性も同時に心証形成されてしまう。検察はもう何年も前から、取調べの録音・録画が検察・警察でどのように有効に活用できるかということの研究し、何度もレポートを発表し、正にそのとおりの仕組みになっている。

執行部は、全過程の録音・録画が、ごく一部の事件にすぎないが、導入されたと言うが、例外規定には、被疑者の言動によって録音・録画をしたら供述が十分に得られない場合には、録音・録画しなくてよいと書いてある。これでは何でも例外にできる。被疑

者・被告人が否認していたら、それで十分な供述が得られないといって排除できる。

さらに、黙秘していたらどうか。その間、どんな形の取調べをしても十分な供述をするものではないということで拒否できる。後で法廷で検証できるという議論があるが、後で例外に当たらないといったところで、もう録音・録画はない。結局、検察・警察にほとんど無制限に例外を認める仕組みになっている。彼らは、自分の思うとおりに録音・録画をしてよいという捜査、取調べができるのである。

この刑事司法の改革案は、全部最悪の改悪である。これを日弁連は、声明を出すことによって、国会での議論を封殺しようとしている。法廷での弁護人の活動を縛ってしまうし、会員が活動を十分にできると思っているのであろうか。マスコミ、新聞、国会議員も、司法取引にはえん罪の危険があると言っている。アメリカでは、自己負罪型の司法取引でさえ、たくさんのえん罪を生んでいるという統計が出ている。日弁連は、今まで絶対反対と言ってきたはずの司法取引も、盗聴の拡大も、180度態度を変えている。このようなことでは、日弁連は、市民の信頼などと言う立場にない。

日弁連は基本的人権の擁護を使命とし、市民の期待に応えようと言うが、それと全く違うことをやっている。市民は、日弁連執行部の有様を厳しい目で見ている。日弁連は、人民の人権を、被告人・被疑者の人権を売り渡している。売り渡す権限も資格もないのに、日弁連が法曹三者、そして政府、警察等と一緒に売って渡している。まさに、人民・市民に対する裏切りで、会員に対する裏切りである。

この可視化実現本部の活動は、可視化などというでたらめなことを言いながら、取調べ受任義務を認め、正に刑事司法の、刑事弁護の後退でしかない。このような日弁連の有様を、私は絶対認めるわけにはいかない。」

山本志都会員（東京）「新捜査手法の導入に対する昨年の日弁連の姿勢、活動内容に反対する立場から、決算報告を承認できない。

執行部が、執行部に対する反対の意見を敵視する姿勢を、会務執行方針という文書の中で明示したことに驚いている。これは、昨年から今年にかけての新捜査手法の導入をめぐる日弁連の姿勢の反映であると思う。会長は、この基本姿勢の中で、井戸やコップの中のような議論に基づく自分たちだけの正義を声高に主張すればそれでよいというものではないとか、独りよがりや原理主義と批判されるような言動は廃さなければならないと述べている。

弁護士は、社会正義の実現のために声高に主張しなければいけないことがあると思う。弁護士会も同様である。そのように行動してきた歴史があるからこそ、弁護士会への期待は市民の間にも確実に存在しているし、法制度に対する日弁連の発言力があつたのだと思う。盗聴法のときに弁護士会が果たした役割は、非常に大きかったと思う。

この会長の方針というのは、弁護士会内部での議論を拒否する姿勢を明示したものだと思う。この15年間、司法改革をめぐって、激しく会内の意見対立があるというのは

事実である。しかし、弁護士増や法テラスによる会員の業務に対する極めて深刻な影響、また、法曹養成制度の破綻は、司法改革がその原因であることは明らかで、その点についての会員の評価は、むしろ一致してきているのではないかと思う。

問題は、司法改革の旗振り役を果たしてきた日弁連が、このまま旗を振り続けるのか、一般会員の評価にのっとり、誤りを正す方向に行くのかということだと思う。

今、新捜査手法については、審議入りしている。国会内の審議もあって、盗聴法がこれまでの盗聴法を質的に全く異なるものにしてしまうことが明らかになってきている。これは、対象が広がったということはもちろんだが、立会人なく、暗号化した情報を警察内で傍受するという形によって、一定の歯止めを外してしまうということだ。

メールやLINEなどのSNSも盗聴の対象になるということが国会の議論の中で明らかになっている。暗号化して全てを送るということであるから、被疑事実との関連性は無視して、全ての情報が一旦収集されてしまうことになる。既に施行されている秘密保護法や、現在公安警察が行っている情報収集活動などの実態を見れば、被疑事実に関係ない情報まで集められていくことは明らかだと思う。

そういう観点からの批判が、マスコミでも取り上げられてきているこの時期に、弁護士会からも事実の暴露と弾劾が必要だと思う。その時期である5月22日、国会の総意で早期に成立することを強く希望すると会長は声明を出した。3月18日にも声明が出ている。僅か2か月の間隔で、同じ法案に対して同趣旨の声明を出すのは、異様なことではないかと思う。会長声明が出された意図を考えざるを得ない。

3月13日には、18の弁護士会が、盗聴法の改正に反対だ、慎重審議を求めるという共同声明を出している。5月1日には、千葉県弁護士会の会長声明も出ていると伺っている。これは、弁護士会を通じて市民と共に、あるいは個人で、盗聴法や司法取引の導入に反対を表明する会員の動きを封殺するために出されていると思わざるを得ない。

二度の会長声明や会務執行方針で示された会の方針に従えという圧力は、会員の声を無視しているし、市民の弁護士会に対する期待を裏切るものだと思う。二度目の会長声明は、今年度に出されたが、昨年度からの一貫した方針だと思う。昨年度の6月の理事会も傍聴し、総会にも出席したが、刑事司法に関する会員の色々な意見があることは明らかであるのに、会員の意見表明の機会は著しく制約されたと思う。

以上、可視化に対する日弁連の活動についての意見だが、昨年の日弁連の運営全体が、こういう執行部の下で行われているのであるから、決算報告は承認できない。」

議長は、他に質疑及び討論を希望する者がいないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨を宣した。採決の結果、第1号議案は賛成多数で可決された。

〔第2号議案〕平成27年度（一般会計・特別会計）予算議決の件

[第3号議案] 平成28年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件

議長は、第2号議案「平成27年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」及び第3号議案「平成28年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件」を一括して議題に供する旨提案し、議場において異議なく承認されたことから、一括して議題に供し、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。

岡正晶副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

最初に、一般会計の全体像について説明する。会費収入は53億7,100万円で、平成26年度決算額と比べると減額になっている。これは、今年4月1日からの育児期間中の会費免除が理由である。ここ数年間、2億円以上会費収入が増額してきたが、その増額が止まったことが今年度の収入の最大の特徴である。事業活動収入計は、全体収入56億3,700万円で、平成26年度決算額よりも低くなっている。

支出については、事業活動の会議費が2億6,100万円、委員会費が10億4,300万円、事業費が10億7,500万円、事務費が23億9,800万円である。他会計への繰入支出は、平成26年度決算と同じで、退職手当積立金特別会計、会館特別会計、法律援助基金会計の3つに繰り入れる。その結果、事業活動支出としては56億3,700万円、事業活動だけでは56万円の黒字予算である。

投資活動、財務活動等々を入れ、かつ、予備費を例年どおり8,000万円計上した。この結果、今年度の当期収支差額は9,500万円の赤字予算である。最近の通例に従って、赤字予算を組み、支出の段階で適正に努めて黒字決算を目指す、これが一般会計の全体像である。

次に、一般会計の中で重要なものについて説明する。今年度の一般会計の予算編成に当たり、弁護士会に対する支援強化、重点課題に対する戦略的予算配分、組織の強化、支出の抑制という、4つの点に留意した。

まず、弁護士会に対する支援強化としては、弁護士会支援費支出を新設して6,000万円を計上している。小規模弁護士会助成費支出を、昨年度より1,000万円増加して5,600万円計上した。

次に、重点課題に対する戦略的予算配分として、会員向けメンタルヘルス相談事業費支出を新設して1,000万円を計上した。広報宣伝費支出については、8,000万円を計上した。さらに委員会では、憲法問題対策本部に4,000万円を計上した。

組織の強化については、弁護士職員報酬支出を、昨年度より約7,000万円増額した。給料手当支出も、昨年度より約6,100万円増額して、組織の強化に資する予算とした。

支出の抑制についても、健全財政維持の観点から踏み込んだ。経費節減の観点から、

「自由と正義」の印刷業者を見直し、会誌出版費支出は昨年度から2,100万円減額した。また、昨年度はIBAの大会があり支出が膨らんだが、今年度は国際関係費支出を1,100万円減額し、支出を抑制する予算としている。

重要委員会として、人権擁護委員会、日弁連公設事務所・法律相談センター、日弁連刑事弁護センター、消費者問題対策委員会、日本司法支援センター推進本部、憲法問題対策本部、法律サービス展開本部、日弁連高齢者・障害者権利支援センター、以上の8つの委員会にそれぞれ3,000万円以上の予算を計上した。

次に、特別会計のうち重要なものについて説明する。会館特別会計の収入については、約6億円を一般会計から繰り入れている。支出については、事業活動支出として7億8,400万円を計上したが、昨年度の決算額は約2億2,000万円である。営繕費は、余裕を持った予算計上である。

大規模修繕積立基金支出については、20年目大規模修繕費用のために、これまでに4億円、今年度に3億円の合計7億円を積み立てる。当期収支差額はマイナス7億2,500万円となっているが、これは3億円を基金に積み立てたこと、支出について赤字予算を組んでいること等による。現在、次期繰越収支差額が50億円、これに加えて積立金4億円があるので、54億円の繰越現金がある。この対処について、検討中である。

法律援助基金会計については、4億5,600万円の収入、事務費相当額として、一般会計から1億1,000万円の収入を計上している。事業活動支出については、法テラスに対する援助事業に対する支出、難民認定法律援助基金会計に7,300万円支出として予算を組んでいる。例年この特別会計は予備費として全額計上し、繰越収支差額が出ないように予算を組んでいるので、今年度も同じようにした。前年度の当期収支差額が1億1,300万円で、一般会計からの繰入金すれすれの収支が続いている会計である。

少年・刑事財政基金会計については、13億7,200円の収入を計上した。支出としては、刑事被疑者弁護援助委託事業費等について、少し多めの予算を組んでいる。その結果、当期収支差額がマイナス2億6,500万円の予算になった。前年度も単年度収支で6,100万円の赤字となっており、若干苦しい特別会計となっている。国選付添人制度が拡大されれば支出は減ると思うが、現在のところ芳しくない状況である。

最後に、日弁連ひまわり基金会計については、約2億4,000万円の収入を計上した。事業活動支出として、公設事務所維持費、法律相談センター維持費、養成支援活動費等に若干の余裕をもった支出を計上して、事業活動収支差額は、9,900万円の赤字である。本年度の予算は、約1億2,000万円の赤字予算となっているが、平成26年度の決算額は4,000万円であり、ここ3年間ほどは黒字基調を維持している。現在11億7,000万円の繰越残金があり、しばらくは安全な状況になっていると思う。

平成28年度4・5月分暫定予算案については、従前の例に従い、平成27年度予算

案の12分の2に相当する金額を予算案として計上した。

最後に、会計規則第6条によると、定期総会において予算の議決を得るときは、予算の大科目内の科目の流用について、承認を得ることができると定められている。この点についても、例年に従い、併せて御承認をいただきたい。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

及川智志会員（千葉県）「法律サービス展開本部について、1年目の予算として4,580万円が組まれていたが、決算は2,665万円で、1,914万円を残しながら、平成27年度でも4,000万円が予算計上され、決算に比べて1,334万円増額している。

法曹養成制度改革推進室が出した法曹人口調査報告書によると、法曹有資格者の採用状況について、大企業の約76%、中小企業の約98%が、今後採用の予定はないという回答をしているということである。政府の報告書によると、約87%の地方自治体が法曹有資格者を採用せず、今後も採用する予定はないと消極的な回答をしているということである。

そうすると、法律サービス展開本部は一体何をするのか。法曹人口の急増を繕うだけ、誤魔化するための政府の手伝いをしているだけではないかという疑念を抱いている。このような法律サービス展開本部に多額の会費をつぎ込むことに反対である。

法曹人口について、法曹養成制度改革推進室が5月21日に検討結果取りまとめ案を出した。同じ日に出された会長声明は、この取りまとめ案が司法試験合格者数を1,500人程度とし、必要な取組を進めるとしたという読み方をして取りまとめ案を評価している。

しかし、これは明らかに誤った読み方である。実際の取りまとめ案には、1,500人程度は輩出されるよう必要な取組を進め、さらには、これにとどまることなく、今後もより多くの法曹が輩出されることを目指すべきであると書いてある。つまり、1,500人より減らさないという政府の取りまとめである。これを間違った読み方をして評価し、その政策の下に日弁連の予算を組み立てていくことは、間違っていると思う。

私は、法律サービス展開本部に多額の金をつぎ込むのではなく、今こそ法曹人口問題の取組に金と人をつぎ込むべきであり、しかもそれは日弁連官僚主導ではなくて、広く一般会員、地方の弁護士会から人材を集めてオール弁護士会という取組をするべきであり、そのような予算を組むべきと思っている。御意見を伺いたい。」

岡副会長「御意見として承る。」

秋山健司会員（京都）「京都では、集団的自衛権反対の街頭宣伝活動を絡ませて、最

低毎月1回は集まるということはこの間続けている。その活動の中で、日弁連が一時期作成していたティッシュが、非常にインパクトがあり、短時間で、用意した個数がはけてしまうということがあった。ところが、予算の関係で途中で打ち切られてしまったと認識しているが、憲法問題対策本部の予算について、今回の増額はティッシュ配布の予算も見込んでのものか。」

岡副会長「しっかり予算に入っている。」

水谷敏彦会員（富山県）「取調べの可視化実現本部の予算について、前年度よりも減額して840万円であるが、どのような方針でどのような活動をするつもりか。」

岡副会長「当本部については、法案が成立したら8月末をめどに廃止する方向である。840万円の予算は、それまでにかかる旅費、交通費等が中心である。それ以降の活動費については、予備費から支出して、新しい組織体制の予算とする予定である。」

菊地陽一会員（埼玉）「弁護教官援助費支出について、新設とあるが、教官1人当たり月額いくらか、所付と教官は別の援助費なのか、合計何人ということで計上されているのか。」

岡副会長「現在、弁護教官と所付に1人当たり手取り10万円、卒業教官に1人当たり手取り5万円を援助している。平成26年度は、司法修習委員会費から支出していたが、平成27年度は、その性格をよりはっきりさせるために、この科目を新設して、昨年度と同様の援助を行う予定である。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。
議長は、討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

第2号議案、第3号議案とも賛成多数で可決された。

[第4号議案] 資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任を理事会に一任する件

議長は、第4号議案「資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任を理事会

に一任する件」を議題に供した。

伊藤茂昭副会長から、平成27年10月31日に任期が満了する資格審査会及び懲戒委員会の委員、予備委員の後任の選任、平成28年3月31日に任期が満了する綱紀委員会委員の半数及び予備委員全員、綱紀審査会委員のうち6名と予備委員全員の後任の選任について、今後開催される理事会に一任し、その選任をもって本定期総会の選任とすること並びに委員及び予備委員が任期中に欠けた場合の補充選任についても、理事会に一任することを提案する旨の趣旨説明がなされた。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから採決に入ったところ、第4号議案は賛成多数で可決された。

〔第5号議案〕 会長選挙規程（会規第19号）中一部改正の件

議長は、第5号議案「会長選挙規程（会規第19号）中一部改正の件」を議題に供した。

岡副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

日弁連は、直接選挙により会長を選出しているが、近年投票率が低下している。本議案は、この現状に照らし、電子メール、ウェブサイト等による選挙運動を解禁して候補者の有効で活発な選挙運動を可能とすること、選挙人の投票行為の利便性を向上させること等を目的として、一部改正を提案するものである。形式的な体裁についても併せて見直すことを提案する。

まず、不在者投票について、現在は、特に必要と認める場合に限り、投票開始又は締切りの時刻をそれぞれ30分の範囲内において繰り上げ、又は繰り下げ、最長2時間に延長できることとなっている。

本議案は、これをそれぞれ1時間以内の範囲内において繰り上げ、又は繰り下げることができるよう改正するものである。これにより、不在者投票は、最大3時間できるようになる。各弁護士会の判断で、従来どおり30分、あるいは1時間とすることも可能である。

次に、郵便投票について、信書便も利用することができるようにする改正である。

続いて、現在、選挙公報には図表が使えない。これを文章だけではなく図表等いろいろなものを使えるようにする。また、選挙管理委員会は、候補者から提出された原稿をそのまま選挙公報に掲載する。この結果、選挙公報が充実し、校正の手間等が省け、早

期の発行、発送が可能となる。

続いて、ウェブサイトによる選挙運動は現在は、日弁連のホームページだけで可能であるが、候補者自身が開設する一定のウェブサイトによる選挙運動を解禁する。

公職選挙法は政党等にも認めているが、この解禁は、候補者のみに許し、また、候補者以外の者又は閲覧者による意見等の送信及び受信並びに表示はできないものとする。候補者のホームページを解禁するようなイメージである。公職選挙法は、ウェブサイトを利用しての文書図画の頒布という内容であるが、この改正は、ウェブサイトを利用して選挙運動をすることができるという内容である。

当該ウェブサイトは、選挙運動の期間中に限り開設される専用のものでなければならぬとし、投票日においても、投票日の前日までに掲載されたものはそのままよいとしているが、これは公職選挙法に準じた規定である。加えて、保存義務、一定の表示義務を課している。

最後に、現在、電子メールを利用した選挙運動は禁止されているが、これを一部解禁する。これも候補者のみに認め、一般会員による電子メールを利用した選挙運動は禁止されたままである。あらかじめ選挙運動用電子メールの送信を求める、あるいは送信を許可する旨を候補者自身に通知した者に対し、その同意をしたアドレスに宛ててのみ送信することができるという内容で、これは公職選挙法を踏まえた限定である。

記録の保存義務、記録の提出義務、同意の撤回についても規定を設けた。

この電子メールによる選挙運動の一部解禁については、選挙運動の活性化を促し、候補者による情報提供の充実、投票率のアップ、選挙運動の経費節約が期待できると考えている。

従来、電子メールによる選挙運動解禁については、弊害が指摘されていた。しかし、電子メールは相手方にも保存されるし、利用方法に限定を加えることによって不当な拡大にはならないこと及び今後そのようなリスクを踏まえた選挙管理委員会による細則の策定を予定していることを総合的に踏まえるとこの電子メールの一部解禁は、選挙にとって有用であると考えられる。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

秋山健司会員（京都）「議案書の提案理由によると、選挙運動用電子メールアドレスを選挙管理委員会に届け出ることを予定しているようであるが、改正案には規定されていないようである。運用で行うということか。」

岡副会長「選挙管理委員会で細則を定める予定である。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

杉山真一会員（第二東京）「賛成の立場から意見を述べる。本議案が目的とする電子メール、ウェブサイトによる選挙運動の解禁等はいずれも時代の流れ、言い換えれば手段の変化に即した適切なものであると考える。そもそも選挙制度の検討、設計においては、候補者の政策や考え方、人柄が有権者に対していかにうまく伝わるか、それから投票者がいかに利便性をもって投票できるか、この点を最も重視すべきである。そして、そういった見地から不断に改正されていくべきものである。

ウェブサイト、電子メールは、既に十分発達し、かつ、社会に定着しており、そのような実態に照らせば、この改正はむしろ遅すぎたぐらいではないかと思える。

加えて、公職選挙法においても、既にウェブサイトや電子メールによる選挙運動等の解禁措置がとられていることに照らしても、待ったなしの改正であると考ええる。

もちろん、選挙の公正を害するような具体的な弊害がある場合には、弊害が発生しないような適切な措置をとるべきである。その点においても、本議案の内容、執行部の先ほどの質疑に対する回答も踏まえれば、適切で、必要、かつ、十分な措置をとっている。あるいは、とらうとするものであると理解する。

具体的な弊害が発生する場合には、今後適宜、細則その他の規程の改正も含めて対応していけば足りるものであって、現段階での抽象的なおそれ等を理由に、この改正を否定すべきではないと考える。

以上、本改正は、時代の流れを適切に反映した、むしろ遅きに失したぐらいの改正であって賛成する。」

元永佐緒里会員（滋賀）「議案に賛成であるが、支部の会員の立場から不在者投票について、経験も含めて意見を述べる。不在者投票を利用したことがあるが、昼休みのみの1時間というのは極めて短いと感じた。私の事務所から滋賀弁護士会館のある大津市までは電車で40分ぐらいだが、電車は30分に1本しかないという事情があり、12時33分ぐらいに弁護士会館の最寄りの大津駅に着く電車に乗り、12時40分に大津駅を出る電車に乗って戻った。不在者投票期間は5日間なので、どの日に投票が可能か考えなければならなかった。

そこで、不在者投票の規定を改正するのであれば、原則が3時間であってもよいと思うし、時間帯も会の実情に合わせて選んでもよいとすら思う。

1時間というところはそのまま、会の実情に合わせて開始を繰り下げたり、終了を後ろに遅らせたりできるというのは、会の負担を考慮したものと思うが、そうであれば、担当が大変なので今のままでいいということになりなかなか延ばせないということも考えられる。そのため、3時間を原則として、会の実情に応じて短くできるくらいであってもよいのではないかと考える。」

的場美友紀会員（東京）「賛成の立場から、意見を述べる。不在者投票時間の最長実施時間の延長、郵便投票に信書便の導入をするといったことは、投票する会員側の利便性を高め、投票率を上昇させるものとして、相当な改正である。また、選挙公報の掲載内容の見直しについても、文字以外の図表等の記載を可能にすることは、候補者に関する情報が充実するほかに、選挙への関心を高め、選挙の活発化に資するものとして賛成する。

私設ウェブサイトを利用した選挙運動についても、国政選挙でもインターネット選挙運動の解禁がされていること、選挙期間中に候補者が自らの主張や政策を随時更新し、充実した情報提供を行うことができるということは選挙人にとって有用であることから、改正には賛成する。

ただ、今回の提案では、候補者からの発信に限定し、書き込みを禁止することとしているが、これを候補者の管理のみに任せるのではなく、他に細則等でルールを定めるなど十分な監視態勢をとり、公正な選挙が行われるようにしていくことが必要であると考ええる。

また、電子メールによる選挙活動についても、電子メールが普及している実情、公職選挙法の改正なども踏まえると、今回の改正に賛成である。ただし、電子メールアドレスは会員の登録事項ではないから、どのような形で候補者がメールアドレスを取得するのか、その過程について公正を確保する措置を検討する必要があると考える。

さらに、受信する側に配慮してメールの容量について制限を設ける提案がなされているが、この容量のみならず、大量の電子メールを低廉で送ることができるということから大量の電子メールが送信される可能性がある。同意しているとしても、業務に支障のないように一定の制限を設ける等、運用に当たっては細則を設けることが必要であると考ええる。

今後、運用について細則等で慎重な検討を行うことを前提として、この議案について賛成する。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

採決の結果、第5号議案は賛成多数により可決された。

〔第6号議案〕 第67回定期総会開催地を北海道旭川市に決定する件

議長は、第6号議案「第67回定期総会開催地を北海道旭川市に決定する件」を議題に供した。

長田正寛副会長から、趣旨説明として、第67回定期総会の開催地を北海道旭川市と

する旨の提案があった。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから採決に入ったところ、第6号議案は賛成多数で可決された。

〔第7号議案〕 宣言・決議の件「安全保障法制等の法案に反対し、平和と人権及び立憲主義を守るための宣言（案）」

議長は、第7号議案「宣言・決議の件」として、「安全保障法制等の法案に反対し、平和と人権及び立憲主義を守るための宣言（案）」を議題に供した。

三宅弘副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

本議案は、戦後70年を迎えた今、平和と人権及び立憲主義がかつてない危機に瀕しているとの認識の下、1950年の第1回日弁連定期総会の際の平和大会における平和宣言に立ち返り、憲法の定める恒久平和主義や基本的人権の保障及び立憲主義を守り抜くために、今般、第189回国会に提出された安全保障法制等を改変する法案、すなわち、集団的自衛権の行使等を容認し、自衛隊を海外に派遣して、他国軍隊の武力行使を支援する活動等を認める法案に強く反対するとともに、平和と人権、そして立憲主義を守る活動に国民と共に全力を挙げて取り組むことを宣言するものである。

政府は、昨年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する集団的自衛権の行使容認等を内容とする閣議決定を行い、これを受けて現在、安全保障法制や自衛隊の海外活動等に関連する法制を大きく改変する法案を国会に提出している。現時点では、自衛隊法、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等10本の法律を改正するという平和安全法制整備法案、国際平和支援法という新法案の合計2本の法案である。この宣言案において、これらの安全保障法制等は、日本国憲法前文及び第9条が規定する恒久平和主義に反し、戦争をしない平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えるものであり、立法による事実上の改憲を行おうとするものであるから、立憲主義にも反していることを明らかにしている。

冒頭では、先の大戦、とりわけアジア・太平洋戦争において、国の内外で多くの戦争犠牲者が生じたことから説き起こした。日本は、アジア・太平洋地域への侵略によって、この地域の多くの人々に重大かつ深刻な被害を与え、この地域の戦争犠牲者の数は、低く見積もっても1,900万人に及ぶと言われている。また、日本軍の多くの兵士や関

係者も死傷し、国内では沖縄における地上戦、広島、長崎への原爆投下、各地の大空襲等により膨大な数の人々が被害を受けた。日本人の戦争犠牲者は約310万人と言われており、余りにも大きく痛ましい犠牲に対する真摯な反省と、そこから得た痛切な教訓を胸に、私たちの国は戦後の歴史を歩んできた。

提案理由では、中国侵略が盧溝橋事件等を機に本格化したということについても触れた。戦争は最大の人権侵害であり、人権は平和の下でこそ守ることができる。その反省と教訓を踏まえて制定された日本国憲法においては、前文及び第9条において徹底した恒久平和主義を規定しているが、これはこの悲惨な戦争の禍害と被害を経験した日本国民の願いであり、日本は二度と戦争を行わないという世界に向けた不戦の誓いの表明である。

この宣言は、これまで憲法第9条を改正しようとする動きがあった中で、今日に至るまで恒久平和主義を堅持してきたことが、アジアのみならず世界の人々の平和国家日本への信頼を育んできたことを指摘している。日本国憲法の恒久平和主義とその原点である先の大戦を振り返り、平和と人権の問題を確認することが必要である。

国際社会では、戦争をめぐり、不正な攻撃への対抗等を目的とする「正義の戦争」だけが許されるとする「正戦論」から、戦争に訴える権利は国家の主権的自由であるとの考え方を経て、戦争は違法であると考えられるようになった。もともと、そこで禁止される戦争は、「國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争」、すなわち侵略戦争を指し、自衛戦争は認められるなど全ての戦争を違法とするものではなかった。その後、第二次世界大戦の反省の下に制定された国際連合憲章は、平和的解決義務を具体化し、武力による威嚇又は武力の行使を原則として禁止し、戦争の違法化を徹底した。しかし、なお国連が軍事的措置等をとるまでの間の暫定的な措置として、個別的又は集団的自衛の権利を害するものではないとされてきた。

このような中で、日本国憲法は、全世界の国民の平和のうちに生存する権利を前文に明記し、武力による威嚇又は武力の行使を禁じて、戦争を放棄したことに加えて、戦力の不保持と交戦権の否認を規定し、国連憲章の規定による集団的自衛権の行使をも認めないという、世界の平和主義の系譜の中でも類がない、徹底した恒久平和主義を基本原理とすることとした。

戦後70年を迎え、日本国憲法の恒久平和主義に今大きな危機が迫っている。徹底した恒久平和主義を採用している憲法第9条の下では、自衛戦争を含めた全ての戦争を放棄したとの見解が有力にある中で、従来の政府見解は、自衛のための実力の行使が認められるとしつつ、それはあくまでも我が国が外国から武力攻撃を受けた場合に、これを排除することに限定していた。その上で、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する集団的自衛権の行使は認められないとしてきた。専守防衛政策により、自衛隊が海外に出て戦争に参加するような積極的な武力の行使に歯止めをかけ、我が国の安全保障法制の合憲性を

保持しようとしてきたのである。

ところが、昨年7月1日の閣議決定では、集団的自衛権行使容認に係る安全保障法制に関するものとして、武力攻撃に至らない侵害への対処、国際社会の平和と安定への一層の貢献、憲法第9条の下で許容される自衛の措置の3点について述べている。この閣議決定を受けて、日米防衛協力のための指針の見直しが行われ、今般安全保障法制及び自衛隊の海外活動等に関連する法制を改正する法案が国会に提出され、その審議が始まっている。

しかし、今般国会に提出された安全保障法制を改正する法案は、憲法上許されない集団的自衛権の行使を容認するものであり、憲法第9条に真正面から違反する。また、自衛隊の海外活動等に関連する法制を改正する法案は、自衛隊を海外のあらゆる地域へ、しかも現に戦闘行為を行っている現場以外であれば戦闘地域も含め、どこへでも派遣し、弾薬、燃料等の軍事物質を米国及び他国軍隊に補給することを可能とするものである。これは、外国で戦争をしている他国軍隊の武力行使に対する積極的協力であり、他国軍隊の武力行使と一体となり、当該戦争に参加するに等しいものであって、憲法第9条に明らかに違反する。

また、このような戦争をしている他国軍隊への積極的協力は、相手側からの武力攻撃を誘発し、我が国が外国での武力紛争に巻き込まれる危険を伴い、現場の自衛官は武器を使用して他国の人々を殺傷する立場に追い込まれ、また、自らが殺傷される危険に直面する。国会では、これらの問題点が明らかになってきた。

全世界の国民が平和的生存権を有することを確認し、国際紛争を解決する手段としての戦争と武力行使を永久に放棄し、戦力の保持を禁じ、交戦権を否認している日本国憲法の下で、このような事態を起こしかねない法制への改正は到底許されない。

しかし、最高法規である憲法の恒久平和主義に反する極めて重大な問題であるにもかかわらず、この1年を振り返っても、主権者である国民に対して十分な説明が行われなかった。宣言では、この点について、政府の方針が主権者への不十分な説明のまま日米の新ガイドラインによって対外的に決定され、憲法改正手続を経ることなく法律の制定改廃によって憲法第9条の改廃が事実上進められようとしているとして、これは立憲主義に反するものであり、到底容認することができないことを明らかにしている。

最後に、宣言案では、弁護士と弁護士会の戦前からの歩みを振り返った。戦前、弁護士会は、言論・表現の自由が失われていく中、戦争の開始と拡大に対し、反対を貫くことができなかった。戦後、弁護士及び弁護士会には、弁護士法第1条により基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという使命が与えられた。この使命は、国民からの期待と信頼に応えるものであり、今、弁護士及び弁護士会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現という立場から意見を述べ行動をしなければ、先の大戦への真摯な反省と、そこから得た痛切な教訓をいかせないこととなる。

私たちは、1950年の第1回定期総会を広島市で開催したが、これに引き続き開催

された平和大会において、日本国憲法の戦争放棄の崇高な精神を徹底して平和な世界の実現を期することを宣言した。私たちはこの決意を思い起こしたいと考え、憲法の恒久平和主義や基本的人権の保障及び立憲主義を守り抜くために、今般の安全保障法制等を改正する法案に強く反対するとともに、平和と人権、そして立憲主義を守る活動に国民と共に全力を挙げて取り組むことを宣言する。この旨、提案したい。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

秋山健司会員（京都）「議案書に載っている宣言と提案理由のうち、提案理由は、一般市民にも公開するか」

三宅副会長「公開する。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

櫻井みぎわ会員（横浜）「賛成の立場から、意見表明をする。元ワシントン・ポストの記者デイヴィッド・フィンケルさんの書いた「帰還兵はなぜ自殺するのか」という本のカバーには、戦争で壊れてしまった男たちとその家族の出口なき苦悩に迫る衝撃のレポートと書かれているが、アメリカではイラク戦争、アフガン戦争から生還した兵士200万人のうち、50万人が精神的な障害を負い、毎年250人以上が自殺をしているそうだ。また、2012年のニューズウィークによれば、戦闘中の米軍の死者数は6,460人で、自殺者は、その数を上回るとも言われている。アメリカはテロとの闘いを始めたが、その出口を見出すことができず、アフガニスタンでは15年経った今でも撤退することができずにおり、イラク戦争後の混乱は、イスラム国を生み、現在イスラム国の支配地域は、イラクのみならず隣国シリアにも広く及んでいる。テロとの戦いは、戦闘員と非戦闘員との区別もつきにくく、完全に勝利することは不可能であり、今後100年も200年も続くのではないかとも言われている。また、多くの民間人の犠牲者を伴い、それがまた次のテロの原因になるという悪循環もある。今回の安保法案が通ると、このようなアメリカの戦争に私たちはこれまで以上に積極的に参加・加担していくことになる。

私たちは、こういう戦争を望んでいるのか。昨日の新聞にもアフガン戦争、イラク戦争から帰還した自衛隊員が54名も自殺しているという報道があったが、今後、戦闘中の自衛隊員の犠牲者が出ないわけがない。

私は、このようなアメリカの戦争に加担していくことは嫌であるが、会員の中には、国際社会の平和と安定のため、あるいは日本の平和と安定のためにはこのような活動も必要である、自衛隊員の犠牲もやむを得ないという方もいるかもしれない。

今回の安保法案が通り、集団的自衛権が認められ、自衛隊の海外での武力行使が認められれば、憲法第9条は完全に空文化、死文化する。憲法第9条を変えるのか、変えないのかということは重要な問題であり、慎重に議論すべきであるが、今現在は厳然と憲法第9条がある。その中で、憲法第9条を完全に空文化させるということは、この国が法による支配すらもうち捨てるということではないか。憲法のない国にするのと変わらない。私たちは法律家としてそういうことを許していいのか。今、そこを問われているのだということを申し上げたい。」

太田健義会員（大阪）「大阪では、去年の7月6日、「平和主義が危ない、秘密保護法廃止」という集会に5,000名の方に来ていただいた。今年は、6月7日に、6,000名規模の安保法制反対に絞った集会を企画している。昨年の集会で、私は、秘密保護法が施行されると、集団的自衛権が行使された場面が特定秘密に指定されて、これを誰もチェックできなくなる、戦争に巻き込まれても事後的になぜ戦争になったのかが分からなくなる、非常に問題だ、そう訴えた。この問題は正に現実化している。秘密保護法は既に施行されている。今回、集団的自衛権の行使に関しては国会がチェックすると言われているが、国会がチェックすべき情報が特定秘密に指定されてしまえば、国会はチェックできない。国政調査権も及ばない。国会の情報監視審査会もチェックできない。全て隠されてしまうおそれがある。

安倍首相は、海外で武力行使が起こるかどうかについて、5月20日の国会で、他国の領土に戦闘行動を目的に自衛隊を上陸させて武力行使をさせる、あるいは領海、領空においてそういう活動をする、派兵をするということはないと明言した。この発言は、中谷防衛相の発言と食い違っている。しかも、安倍首相自身、ホルムズ海峡は例外だと言っている。既に例外を作っており、このような法案があるだろうか。国会での議論が滅茶苦茶になっている。しかも、安倍首相は5月20日、我々が提出する法律についての説明は全く正しいと思います、私は総理大臣なんですから、と述べた。政府与党は安保法制に対する説明を放棄している。これが民主主義社会か。多数決で押し切るのが民主主義ではない。ところが、今政府与党がやろうとしていることは、数の力で押し切ることだけだ。

私は、今の日本は民主主義社会だと信じている。政府与党のやり方は、絶対に許せない。私は、憲法は恒久平和主義だと学んできた。この恒久平和主義を守るために、現在、政府がやろうとしていることは絶対に容認できない。今回の安保法制には強く反対する。したがって、この決議には賛成である。」

工藤勇行会員（広島）「賛成する意見を述べる。70年前の8月6日、広島に一発の原子爆弾が投下された。当時の広島市民の人口は約35万人とされているが、そのうちの9万人から16万6,000人が被爆から2か月から4か月以内に死亡したとされて

いる。すなわち、当時の広島市の人口の約3分の1が一発の原子爆弾で死亡した。記憶に新しい歴史的大災害であった2011年の東日本大震災の死者が約1万5,000人、行方不明者が約2,600人であることからしても、その被害の甚大さを分かっていただけだと思う。東日本大震災は天災であるが、広島原子爆弾の被害は人災である。時の政府が戦争という手段を選択していなければ、このような犠牲者は生じなかつただろう。また、時の政府が戦争という手段を選択したとしても、時の多くの国民が、そして時の弁護士会が徹底して戦争に反対する旨を表明することができていれば、その被害は防げていたかもしれない。広島のような多くの犠牲者を生むだけではなく、加害者にもなってしまった不幸な先の大戦の経験を踏まえ、日本国憲法は、国民の権利、自由を守るために、政府に対し、戦争という手段を放棄するよう求めている。

私自身は戦争を知らない。しかし、憲法前文、そして憲法第9条が掲げる恒久平和主義は、そのような先人たちの経験、思いに基づいていることは理解している。そして、我々は、この先人たちの経験、思いを無にしないためにも、その経験、思いを次世代につないでいく義務がある。憲法前文を夢物語だと揶揄する者がいることも理解しているが、この崇高な憲法前文の理念を現実に変えていく努力をすることこそが、先の大戦に限らず、これまでの歴史の中で繰り返されてきた数多くの戦争で犠牲になった人たちの経験、思いに報いることだ。

政府は、これまでの憲法第9条の解釈では憲法違反となる法案を、国民的議論を経ることなく、平然と国会に提出した。このような行動を見ても、政府が憲法の根底にある立憲主義を理解しているとは到底思えず、このような横暴を許したこと自体、世界に対し、日本人の憲法に対する無知をさらすことにほかならない。

この法案を廃案にするためには立法府の良識に期待するだけでは足りないことは、誰の目にも明らかである。基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという使命を与えられている弁護士会の役割に鑑みれば、弁護士会としてこのような立憲主義に反する政府の法案提出行動及び憲法第9条に違反する安全保障法制等の法案の成立に強く反対を表明し、さらに平和と人権、そして立憲主義を守る活動に国民と共に全力を挙げて取り組むことを宣言すべきである。

平和と人権及び立憲主義が危機的な状況にある現在、この宣言が決議できないのであれば、それは弁護士会の存在意義自体が問われる問題である。」

高山俊吉会員（東京）「今、平和と人権及び立憲主義がかつてない危機に瀕しているという宣言文の冒頭の言葉がある。今かつてない危機に瀕しているというのは、具体的に何であるか。それは戦争である。安全保障法制の法案が新法・改正法を含めて国会で審議されている。その改正案、新法のコアにあるものは何か。これは昨年7月1日の例の集団的自衛権行使容認の閣議決定を国会に承認させるという中身であるが、これは戦争法案ということが完全に正しい。我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が

発生して、これによって我が国の存立が脅かされる、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から危うくされる明白な危険がある、それを存立危機事態と称しているが、この場合、他にとり得る手段がないときは、最小限の武力行使が許されるという理屈を作った。これを新三要件と称している。国会では、冒頭からこの新三要件、とりわけ存立危機事態は一体どういう基準で判断するのかという議論に集中している。安倍首相は、ホルムズ海峡の機雷封鎖で生活物資、電力不足などのためにライフラインが途切れることになり、国民の生死に関わる深刻な事態、影響が生じた場合はそれに当たると言った。その場合、武力行使が許されるとする。機雷除去のための海外派兵は、外国の領域内でも可能だと言った。また、安倍首相は、北朝鮮を念頭に置いて集団的自衛権を行使できる場合を論じ、攻撃国が我が国を射程に捉える相当数の弾道ミサイルを保有して、我が国に対する武力攻撃の発生が差し迫っているという場合は、新三要件を満たし得る場合ということになると、ついに北朝鮮と戦端を開くことがあるということ初めて認めた。戦争法案の内容を直截簡明に言えば、安倍政権が、北朝鮮、中国、あるいは中東をもその視野の中に入れて、戦争行動をタイムテーブルに乗せた、そして、そのための桎梏である憲法第9条を改憲の手続を経ることなく、事実上のクーデターという形で破壊しようとし、これについてのお墨付きを国会から取ろうとしているということだ。

私は、皆さんと共通の認識にしたいと思うことがある。新三要件は政府の暴走の歯止めになるかならないかとか、そのような議論は根本的に間違っている。武力行使に及ぶのに憲法第9条は障害にならないということになれば、その瞬間に戦端が開かれる。何やらの条件付けが有効かどうか、歯止めになるかどうかという議論はナンセンスだ。新三要件という条件が突き付けられたその瞬間から、我々は戦争を受け入れるのか、受け入れないのかという問題に、今年の7月1日から直面させられている。

北朝鮮は、東京を炎の底に沈めてやるということを使うかもしれない。何発の弾道ミサイルを持ったら相当数ということになるのか。どうとでも言えるだろう。それで戦端を開くことが可能になるということ、安倍首相はつい最近国会で言った。正体不明の何やらの集団が尖閣諸島、釣魚島に入り込んだら、自衛隊がそこに派兵される。そのことについて国民の多くがそれは仕方がないといったときに、弁護士会は絶対にそれは許さないと切り切れるだろうか。

集団的自衛権ではなくて個別的自衛権で処理しようと言った瞬間に、自身の命は自分で守るんだといったような議論に組み込まれていくということを考えなければいけない。あらゆる戦争について、我々は、戦争というものは侵略のためにあるのだという理解をしなければいけない。自衛権とか自衛戦争という言葉が侵略のための手段としての戦争をごまかす言葉として登場してきているのだということ、私たちはしっかりつかむ必要がある。先ほどの会場の発言にちょっと気になる言葉があった。米国の戦争に巻き込まれる。他国の戦争に巻き込まれるという言葉について、私はその言葉を峻拒する。なぜか。安倍首相は、他国の戦争に巻き込まれることは絶対はないと言った。その

言葉の中身は、戦争は我々が主体的にやるものであって、巻き込まれたり、引っ張り込まれたりしてやるものではないと言っただけだ。彼は本気になってやろうとしている。だから、歴史修正主義などとアメリカから言われたりもする。言われても彼はやろうとしている。アメリカのお先棒担ぎをするなどといったような、そういう見方で見たら間違ってしまう。本当に戦争の可能性、戦争の危険性を具体的に現在のものとして、彼は受け止めている。

さて、私は、会場の先ほど来の様々な発言、とりわけ広島の方の発言に深く胸がつぶれる思いがする。しかし、ここで皆さんと一緒に考えてみたい。戦争は一体誰がやるのか。私たち自身がやるのではないだろう。戦争をやりたい者がいる。どうしてもやらなければならないと考える人々がいる。その人々と我々は平和のためには戦わなければいけない。そのためには戦うという決意が必要だ。戦争をやろうとする者と戦う。この国の弁護士たちは、かつて戦争を押し止められなかったなどという生易しいものではない。関東軍に感謝状を送り、戦闘機まで贈って頑張ってくれと、人を殺戮してくれということを要求したのが弁護士だった。このことを絶対に繰り返してはいけない。今、声を上げなければいけない。

日弁連会長が、実に不誠実な、会員の意思を愚弄するような、そのような言動に満ちた今年の会務執行方針を出されたということを知り、こういう会長の下で日弁連は大丈夫かという不安を強くする。皆さんの目で、この執行部と会長を厳しく監視する中から、この法案を絶対に許さない、安全保障法制の法案に反対する、その成立を阻止するという闘いのために、この間、闘って闘って闘い抜くということを一緒に確認して、賛成する。」

森川文人会員（第二東京）「この宣言案では、外国で戦争をしている他国軍隊の武力行使に対する積極的協力、他国軍隊への協力、我が国が外国での武力紛争に巻き込まれる危険、そのような危惧が書かれている。しかし、この4月27日に改定された日米ガイドライン、これは18年ぶり、かつ、戦後初めて日本政府側から積極的に改定を求めたものだ。この中に日本側の要求で離島防衛、つまり各島の防衛が明記されている。つまり、釣魚島、独島、これらの戦闘、中国そして朝鮮有事を意識し、このような戦争にアメリカを巻き込む前提で、一連の戦争法案が今上程されている。昨年の日弁連総会で、尖閣諸島に中国が侵略目的で攻めてきたら自衛隊はどうするかという質問が出された。日弁連執行部は、検討中と答えた。そのまま今まで答えを出していない。私たちがすべきなのは、個別的自衛権だとか、自衛戦争だとか、専守防衛だとか、その場合どうするのか、そのような戦争は認めるのかという点に関して、きちんと議論をしていくことだと思う。宣言案は、戦前、弁護士会は、言論・表現の自由が失われていく中、戦争の開始と拡大に対し反対を貫くことができなかった、だから、今きちんと物を言わなければ、この真摯な反省と痛切な教訓はいかせない、とする。しかし、弁護士会はそうってお

きながら、監視国家化を招く盗聴拡大、司法取引、証人隠蔽、取調べの録音・録画制度、これを積極的に容認し、さらに法案の早期成立を求め二度も声明を出している。これは会員に対する裏切りだと思う。いざとなったときに侵略戦争を侵略戦争として行うのではなく、自衛戦争という名前で行うという歴史的な教訓がある以上、どのような戦争が行われるのか、そのことに反対していくという議論をしていかなければならない。戦争で利益を得るのは一握りの大資本、金融、そしてそれに結び付く支配層である。私たち99%側は、それに動員されるだけだ。弁護士会は、人権というのであれば、99%側の立場に立って、しっかりとこの戦争へ持っていかうとする安倍政権を打倒する、そのような姿勢で議論していくことが必要だ。

今、本当に厳しい時代だと思うが、弁護士会が正に岐路に立たされている以上、しっかりと本質的な議論をする機会をどんどん作っていければと思う。そういう意味でこの宣言案について賛成するが、さらに弁護士として、弁護士会として、この問題についてきちんと取り組んでいきたい。」

議長は他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨宣した。

採決の結果、第7号議案 宣言・決議の件「安全保障法制等の法案に反対し、平和と人権及び立憲主義を守るための宣言（案）」は、賛成多数により可決された。

〔報告事項2〕特別報告の件

議長は、報告事項2「特別報告の件」として、「法曹養成制度改革に関する件」及び「男女共同参画の推進に関する件」を一括して議題に供した。

伊藤副会長から、法曹養成制度改革に関する件について、次のとおり特別報告がなされた。

本年5月21日に開催された第20回法曹養成制度改革顧問会議に、法曹養成制度改革推進室が作成した法曹人口の在り方についての検討結果取りまとめ案が提出された。さらに、昨日開催された顧問会議では、同じく推進室が作成した法曹養成制度改革推進会議決定案の内容についても議論がなされた。

日弁連は、これまで、市民にとってより身近で利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法を実現すべく努力してきた。その理念の下、法曹養成制度改革についても、質・量共に豊かな法曹を輩出すべく、様々な活動や提言を行ってきた。

ところが、法曹養成制度は、現在、司法試験合格率の低迷、法曹養成課程における時

間的・経済的負担、急激な法曹人口増加による就職難等を原因とする法曹志望者の激減、OJT不足による法曹の質に対する懸念という危機的な状況にある。

そこで、日弁連では、2012年に二つの提言を公表した。法曹人口政策に関する提言では、司法試験合格者数をまず1,500人まで減員し、更なる減員については、法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ、対処していくべきであるとしている。また、法科大学院制度の改善に関する具体的提言では、法曹養成制度の中核である法科大学院について、その統廃合と定員削減による質の高い教育の実施体制の確立、地域適正配置と学生の多様性確保、修了までの経済的・時間的負担の軽減などのための具体的な対応策、そして、予備試験について、その制度趣旨を踏まえた運用等を提言している。

そして、2012年6月に設置した法曹養成制度改革実現本部では、質・量共に豊かな法曹を輩出するため上述の二つの提言を踏まえ、司法試験合格者数をまず1,500人にまで減員すること、それを前提として、法科大学院の統廃合と定員の大幅な削減を行って、教育の質を向上させ、司法試験の合格率を上昇させること、予備試験について制度趣旨を踏まえた運用をすること、給費の実現と司法修習生への経済的支援を含む法曹養成課程における経済的負担を軽減すること、これらを有機的に関連する一体的な課題として取り組むことを基本方針としてきた。

政府は、2013年9月、法曹養成制度改革に関する政策の検討等を行うため、本年7月15日を期限とする法曹養成制度改革推進会議を設置し、その下に施策について検討し、意見を述べる機関として法曹養成制度改革顧問会議を設置し、その推進会議や顧問会議の事務局として法曹養成制度改革推進室を設置した。

推進室は、推進会議が行う政策決定の原案を取りまとめる役割を担っており、顧問会議は2013年9月から昨日まで合計21回開催された。

また、政党の動きとしては、2014年4月に自由民主党から、合格者数に関し、2016年までに1,500人程度を目指すべきとする緊急提言がなされ、また公明党から、まずは1,800人程度とし、今後の法曹人口調査資料を踏まえつつ1,500人程度を想定する必要があるとするほか、法科大学院生と司法修習生に対する経済的負担の軽減などを内容とする緊急提案が行われている。

推進会議の設置後における情勢について報告する。まず、法科大学院制度改革は、公的支援の更なる見直しによる補助金等の削減や、先進的な取組を行う法科大学院に対する補助金等を加算するプログラム等の施策が実施され、この間25校の法科大学院が募集停止を公表し、現在49校となっている。今後、認証評価の厳格化も始まるが、こうした策で十分かどうか、更に検討が続けられる。

予備試験については、昨年とほぼ同数の1万2,000人余りが今年出願した。顧問会議は、制度趣旨を逸脱した状況にあるとして、予備試験合格者がこれ以上増加することは望ましくないとの認識を示すとともに、その見直しのために必要な方策を引き続き

検討するとしている。司法修習生に対する経済的支援については、最高裁は更なる運用について支援すべきであるとしており、支援について検討することになっている。

法曹人口については、昨年、推進室が法曹や法的サービスに対する需要側調査を実施し、日弁連でも、第65・66期の会員に対する就職状況等に関するアンケート調査等の供給側調査を行った。

そして、本年3月19日に行われた第17回の顧問会議では、これらの調査の結果について、日弁連から、需要面については、法的な需要とされるものには様々なものがあり、直ちに法曹の需要に直結するものではないこと、弁護士の利用を促進するには司法アクセスの一層の改善、そのための財政措置等ニーズと弁護士の活動を具体的に結び付けるための仕組みの整備が求められること、また、供給面については、就職困難により一括登録できない修習終了者が全体の13%から14%存在すること、弁護士が提供する法的サービスの質の維持・確保にはOJTが不可欠であること、これらを法曹人口政策に反映する姿勢を変えてはならないこと等の意見を述べている。

推進室は、それまでの調査や議論を踏まえ、法曹人口調査報告書を作成して、4月16日の第19回顧問会議に提出し、さらに各方面の議論の状況も踏まえ、法曹人口の在り方について、検討結果取りまとめ案を5月21日の第20回顧問会議に提出した。

この取りまとめ案は、推進室が推進会議に提出する法曹人口提言の結論部分に当たるとともに、法科大学院、司法試験、司法修習等の事項と併せて推進会議決定の案となるべきものである。内容としては、司法試験合格者数を当面1,500人程度とし、必要な取組を進めるとした一方、1,500人程度を上回る合格者数をも視野に入れたかのような表現もなされていた。そのため日弁連は、同日、会長声明を公表し、合格者数を当面1,500人程度とし、必要な取組を進めるとしたことについては、理解されるべきものであるとしつつ、法曹養成制度の深刻な状況と法曹志望者減少の推移を踏まえると、司法試験合格者数を1,500人程度を上回る規模とすることは現実的な基盤を欠くものであるとし、より多くの有為な人材が希望を持って法曹を志望する状況が回復されるよう必要な措置をとるとともに、司法試験合格者数速やかに1,500人とするよう改めて強く要請した。

2014年度の司法試験合格者数は1,810人であるが、その要因については様々な議論があり、今年度の合格者数が2014年度を下回るかについて、現時点では即断できる状況ではない。

日弁連は、先に述べた基本方針を推進会議決定にできる限り反映させるべく、推進室はもとより、関係各方面との協議を行っていかなければならない。推進会議の設置期限まで僅かであるが、今後も法曹養成制度改革の前進のため、日夜変わらず一丸となって対応していかなければならない。皆様の理解と協力をお願いしたい。

長田副会長から、男女共同参画の推進に関する件について、次のとおり特別報告がな

された。

日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱第13項は、日弁連における男女共同参画の推進状況については年次報告を定期総会等で行うと定めているので、私から報告する。

日弁連における男女共同参画の推進は、2002年の定期総会で採択した「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」において、第一歩を踏み出し、その後、2007年4月開催の理事会で、男女共同参画施策基本大綱を制定し、同年5月の定期総会で「日本弁護士連合会における男女共同参画の実現をめざす決議」を採択して、日弁連内に男女共同参画推進本部を設置した。以後、日弁連はこの推進本部において、男女共同参画の推進に向けた取組を組織的かつ横断的に行ってきた。本日は、女性会員数の状況、男女共同参画に関する規程の制定状況、日弁連の政策・方針決定過程において女性会員が参画している状況の3点につき報告する。

まず、女性会員数であるが、2015年4月1日現在、6,630名となっており、会員の約18%を占めている。6,630人の女性会員のうち、60%に相当する4,000人は、第57期から第67期までの若手会員である。

次に、日弁連における男女共同参画に関する規程の制定状況であるが、2008年に日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画を策定し、2013年に第二次男女共同参画推進基本計画を策定している。この間、2008年に、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規則を改正し、出産時の会費免除に関する規程を施行した。また、2012年に、性別による差別的取扱い等の防止に関する規則を制定した。

また、第二次基本計画において、仕事と家庭の両立支援を基本目標の一つに掲げたことを受け、2013年、育児期間中の会費免除に関する規程を制定した。この規程は、本年4月から施行となったが、5月22日現在、男女を問わず795人の会員が免除申請を行っている。なお、全国の弁護士会においても、出産時における会費免除に関する規程は51会が、セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程は41会が、育児期間中の会費免除に関する規程は40会が制定している。

日弁連は、全国の会員が仕事と家庭の両立を図りながら十分に活動を行えるように、毎年キャラバンを実施するなどして弁護士会と連携しながら、引き続き男女共同参画に積極的に取り組んでいく。

最後に、日弁連における政策・方針決定過程における女性会員の参画状況について、報告する。第二次基本計画において、日弁連の正副会長及び理事について、2017年度までに女性会員が占める割合を15%とするという目標を立て、そのための条件整備に取り組むこととした。

本年は正副会長に女性会員が1人もいないため、前年度役員であった2人の女性会員を事務総長付特別嘱託に委嘱した。また、合計71人の理事中、女性会員は9人、割合

は12.6%である。

男女共同参画推進本部では、日弁連の正副会長及び理事に女性会員が占める割合を当面15%とするための検討チームを設置し、鋭意検討を進めている。さらに、第二次基本計画では各委員会に占める女性会員の割合を2017年度までの5年間で15%を目標に増やすということを定めているが、現在75の委員会中54の委員会が未達成である。また、女性の正副委員長がいない委員会を2017年度までにゼロにするとした目標についても、14の委員会が未達成である。これらの目標については、現在も各委員会に男女共同参画推進担当の委員を置き、女性会員の登用に努力を重ねているところであるが、計画達成のため更に積極的な是正措置が必要であると考えている。

報告は以上であるが、1年間、全国各地で男女共同参画に関する取組に御協力をいただいた会員の皆様に、御礼を申し上げますとともに、引き続き御協力をお願いする。

議長は、特別報告及び平成26年度会務報告に関する質疑に移る旨を宣した。

及川智志会員（千葉）「法曹人口について、推進室から出された取りまとめ案では、法曹養成制度の実情及び弊害を考えると、1,500人程度まで縮小する事態も想定せざるを得ないばかりかこのまま何らの措置も講じなければ、司法試験合格者数が1,500人程度の規模を下回ることになりかねないと指摘され、一方、1,500人程度は輩出されるよう必要な取組を進め、さらには、これにとどまることなく、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきであるとされている。つまり、1,500人がボトムであり、これ以上に確保しなければいけないというように読めるが、日弁連はそのような理解であるか。

2番目に、取りまとめ案が提出された5月21日の顧問会議において、1,500人以下に減らさないということでよいかと確認する問いがされたと聞いたが事実か。

3番目に、各地の弁護士会が集まって情報交換を続けており、5月19日には21の弁護士会が集まって院内集会を開いた。これまで3回開いているが、毎回日弁連は共催の申出を断っている。この理由について説明されたい。」

伊藤副会長「第1の質問について、取りまとめ案では、1,500人という将来の数字しか出ておらず、「新たに養成し輩出される法曹の規模に関するこの提言は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ」とされていることから、無限定に1,500人以上を目指すとは読める内容ではない。したがって、日弁連としては、当面1,500人という前提の下に、その1,500人をどのように早期に実現するかという立場で、この提言を読んでいる。第2の質問について、顧問会議の中で質問があった。議事録によって確認をしないと分からないが、そうであるという明確な回答を推進室はしていない。第3の質問について、日弁連の見解は1,500人ということであるから、それに沿った運

動をするという立場から判断をしている。」

及川会員（千葉県）「3番目の答えであるが、21の弁護士会は、日弁連の方針と同じく進めており、答えは理由になっていない。他に理由があるか。」

伊藤副会長「他に特段の理由はないが、今後また検討していく。」

大倉浩会員（埼玉）「及川会員の3番目の質問に対して、今後検討していくという回答だが、日弁連は法曹人口、予備試験、給費制及びロースクールの四つを一体的に解決しなければならないから共催はできない、と昨年度の理事会等で回答していたと思うがそういうことではないのか。」

村越会長「昨年度の理事会で、共催を求めるという意見、あるいは質問があり、回答をしている。一つは、大倉会員が指摘したように、日弁連は、法曹人口激増の問題それを一つだけ取り出した形では取り組んでいないということである。法科大学院、予備試験、司法修習、全体の中で人口の問題を位置付けて考える。もう一つは、日弁連には52弁護士会が所属しており、日弁連としては52弁護士会と一緒にやっていきたいという説明をしている。」

青木正芳会員（仙台）「先ほど取調べの可視化実現本部の予算を大幅に減額したということについて、今年11月頃には同本部がなくなるような話がされていたと思う。平成26年度会務報告書では、同本部を解消するなどということは書いていないから、平成26年度にはそういう結論が出なかったのだと思っている。可視化問題は、国会に出されたものが不十分なものであることは誰もが認めるところだと思う。そのようなことを考えれば、同本部をこれから新しく強化していかなければいけないということではないかと思っているが、予算を減らしてやめてしまうというのであれば、日弁連はこの問題についてどのような取組をしていたのかという疑問を感じざるを得ない。刑弁センターだとか、刑事法制委員会だとか、そういう委員会との関わりで、これからもっと大きく可視化問題について取り組んでいくということならば分かるが、予算を減らしてなくすということをいつどこで決めたのか、教えられたい。また、これからのどのような方針で臨むのかという点について説明されたい。」

村越会長「当然ながら、可視化の取組はこれからである。全事件・全過程の可視化に向けて総力を挙げて取り組んでいく。9月から新本部体制を整え、その取組に当たろうということである。予算の800万円は、8月までの現本部の3か月分の予算ということであり、それだけであるとか、年間予算を減らすなどということは全くない。きちん

と取り組んでいく。9月以降の本部体制の予算は、委員会予備費を充てる予定である。なお、新本部体制は、理事会内本部として会長、副会長、理事が構成員となる体制で取り組む。」

青木会員（仙台）「この問題について、今後の取組方を具体的に文書化したものがあるか。」

村越会長「取調べの可視化実現本部で現在検討している。組織再編については、理事会に諮り承認を得ることになる。」

内山新吾副会長「全面的可視化を求めていくという方針に違いはない。特に、審議中の法案はかなり不十分なもので、これを全面的な全事件の可視化義務付けに広げていかなければならず、正しくこれからの運動が重要だという議論をしており、取調べの可視化実現本部の設置期限が8月末になっているということに合わせて、新体制で臨むための9月以降の組織体制について、同本部で議論をしている。

現在の可視化の動きの中でいくと、実際に可視化された事件でどのような成果が出ているのか、逆に、どのような問題点が出ているのかを検証し、他方で、可視化されない事件について、どのような問題点があり、どのような弁護が実践されているのかをきちんと検証していく。そのような積み重ねを通じて、可視化の拡大を実現していかなければいけないという課題を同本部は背負っている。

そういう前提で9月の組織改編に合わせて、次の段階での課題に向け、組織網を変えていこうということで同本部の中で議論をしている。日弁連刑事弁護センターとの連携をどのようにしていくのかも議論中である。」

中野和子会員（第二東京）「男女共同参画推進基本計画について質問する。1点目は、新入会員の記章の問題である。女性会員が登録後すぐに記章をもらえないという問題で、若手会員が検討を求めていると思うが、その点の進行状況を伺いたい。2点目は、仕事と家庭の両立支援である。具体的な施策として、各事務所において現実の支援策を実施できるようにというものになっているが、事務所だけでは限界がある。経済事情もあり、若手の女性弁護士の出産育児時の仕事に対する不安が非常にあると聞く。この点、国あるいは他の制度を用いた、事務所だけではない施策というものを検討しているのであれば、その点について伺いたい。」

長田副会長「1点目の記章問題について、現在、女性会員が弁護士バッジではなく、タイタック式を希望すると手渡しが遅れている状況にある。会則では記章を携帯をすることになっており、次年度の1月登録の際に会則に抵触しないように段取りをすること

を検討している。2点目の指摘は、日弁連において検討ができていないので意見を承り検討を進めたい。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑応答の終了を宣した。

村越会長から、次のとおり挨拶があった。

審議及び宣言案の採択に感謝申し上げる。国会の情勢はなかなか厳しいが、広範な国民・市民と手を携え、最善を尽くしたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

私の任期もあと10か月ほどになった。時間との勝負という面もあるが、とにかく最善を尽くしたい。

2015年度の会務執行方針のポイントについて説明する。安保法制、憲法問題と法曹養成制度改革については、宣言案の審議と特別報告等で触れているので省略する。

会務執行方針各論の第1は、身近で使いやすい司法の実現である。司法の容量と役割を大きくすることと、その機能を強化し、信頼を高めることが、全ての基本になる。

その1が、司法基盤の整備である。この点に関し、昨年9月から最高裁と協議を行っており、主として裁判所支部の充実をテーマに、日弁連は労働審判を取り扱う支部の拡大や裁判官非常駐支部の改善を求めている。

その2が、司法アクセスの改善である。引き続き、民事法律扶助の拡充に取り組む。今国会に、総合法律支援法の改正案が提出されている。高齢者・障がい者、DV・ストーカー等の被害者、大災害の被災者が法律扶助等の法律援助をより使いやすくするため、改正法の成立と更なる改善に努めていく。日弁連公設事務所・法律相談センターから、法律相談の再生提言があり、この提言の実現に全力で取り組む。年内にも法律相談の全国24時間インターネット予約システムを導入すべく、現在準備を進めている。各会の理解と協力をお願いする。権利保護保険について、本年1月13日から東京弁護士会と大阪弁護士会において、初期相談の運用が開始されている。交通事故の損害賠償請求訴訟が権利保護保険の活用により増加していると言われており、この保険の対象の拡大、利用の拡大のために、広報も含めて取り組んでいく。

その3が、広報活動の強化である。弁護士の業務を理解してもらい、信頼を高めるために、広報活動は、極めて重要である。今年度予算は、広報費を昨年比で倍増している。弁護士会で利用いただける質の高いポスターの作成等を行う予定である。

会務執行方針各論の第2は、弁護士の活動領域の拡大である。弁護士会による高齢者・障がい者、中小企業に対する支援を強化し、海外展開と行政連携に取り組んでいく。法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめがあったが、これを実現、実行するため、関係省庁や関係団体を含めたフォローアップの態勢を整える必要がある。1,300人を超えている企業内弁護士に関する研究と支援に、日

本組織内弁護士協会とも連携しながら取り組む必要がある。

会務執行方針各論の第3は、若手会員支援である。昨年度、若手弁護士カンファレンスを2回開催した。その実績を踏まえ、若手会員に対する支援と若手会員の意見を日弁連に反映させる在り方について、今年度検討を進める。

会務執行方針各論の第4は、人権活動である。大幅に増加している再審支援申立事件に対する取組を強化するために、人権救済調査室の嘱託弁護士を増員することとし、既に1名を増員した。

最後に、日弁連の組織強化である。まず財政面として今年度、弁護士会に対し支援を行う。昨年度初めて設けたシンポジウム共催支援費は、昨年度3,000万円であったが今年度は倍増している。これを含め、弁護士会に対する支援費を合計2億円以上計上した。弁護士会の負担を軽減しつつ、各会で様々な活動に活発に取り組んでいけるよう、日弁連から弁護士会に対する支援を飛躍的に強化する。

会員の会費負担軽減策については、できるだけ早く取りまとめ、今年度の臨時総会に諮りたい。焦点は、一般会費減額の可能性であると思われる。鋭意検討を進める。

また、会員に対する研修を充実させるべく、今年度、研修の予算を昨年度決算比で増額し1億円とした。さらに、会員に対するサービス強化策の一環として、研修の全面無料化についての検討を始めたいと考えている。

さらに、会員サポートの一環として、年内のできるだけ早い時期に、会員のメンタルヘルスについての全国的な相談体制を日弁連の負担で整備する。

また、日弁連の組織力、執行力を強化するために総次長室と嘱託弁護士の増強と体制整備を図る。

以上、経費の節減に取り組みながら、予算上の手当を行い、日弁連の会務全般の確実な発展を図り、併せて日弁連の組織の発展強化を目指していく。あと10か月、理解と支援のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもって全ての議事が終了し、議長が散会を宣し、第66回定期総会は閉会した。

以上

(調査室嘱託 木内雅也 木原大輔)